

**桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー
発電設備設置事業との調和に関する条例**
《事前協議及び許可申請等の手引き》

桐生市 都市整備部 建築指導課

目 次

1	桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について（概要、用語の説明）	2
2	再生可能エネルギー発電設備設置に許可が必要となる地区	2
3	許可申請手数料	3
4	再生可能エネルギー発電設備設置に関する手続き	3
4-（1）	再生可能エネルギー発電設備の設置事業にかかる事前協議の手続き	4
4-（2）	再生可能エネルギー発電設備の設置事業にかかる近隣住民協議の手続き	5
4-（3）	再生可能エネルギー発電設備の設置事業にかかる許可申請の手続き	6
	・事前協議書及び許可申請書に添付する書類等	7
5	再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可基準	9
6	事業計画の変更等の手続き	12
7	再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し	12
8	是正・措置命令等	12
9	その他	13

1 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について

本市は、再生可能エネルギー発電設備の設置事業に関して、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、住民の生活環境の保全に寄与するため、「桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、令和2年4月1日から施行します。

この条例では、再生可能エネルギー発電設備と自然環境、景観との調和が特に必要な地区（特別保全地区）として指定し、当該地区内における再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱など）及び系統用蓄電池※（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。）の設置に関する全ての事業を対象としております。（※系統用蓄電池は令和7年9月30日から対象）

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業については、対象外となります。

《用語の説明》

再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。）（※送電に係る電柱等は除く）
特別保全地区	再生可能エネルギー発電設備と自然環境、景観との調和が特に必要と認められる地区
事業者	電気事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者
事業区域	事業を行う土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
近隣住民	事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者
該当自治会	事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む自治会
近隣住民等	近隣住民（上記）及び該当自治会（上記）の区域に居住する者

2 再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる地区

「桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」で指定する特別保全地区内で設置事業を行うには、市の許可を受けなければなりません。

特別保全地区
① 市街化調整区域及び風致地区 ② 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ③ 山地災害危険地区 ④ その他市長が指定する地区（3地区）

① 市街化調整区域及び風致地区	
桐生が岡風致地区、水道山風致地区、丸山風致地区、富士山風致地区他	都市計画法（第7条第3項、第8条第1項第7号） 詳細は「桐生べんりマップ」で確認できます。 問合せ先【市】都市計画課（電話：0277-32-3784）
② 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
土砂災害警戒区域(イエロゾーン) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第7条第1項、第9条第1項） 詳細は「マッピングぐんま」で確認できます。 問合せ先【県】桐生土木事務所（電話：0277-53-0121）
③ 山地災害危険地区	
山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区	山地災害危険地と判定した山地災害危険地区 詳細は「マッピングぐんま」で確認できます。 問合せ先【県】桐生森林事務所（電話：0277-52-7373）
④ その他市長が指定する地区	
崩壊土砂流出危険地区の集水区域（R4.7.22 告示）	上記①～③以外に市長が指定する地区 詳細は「桐生市建築指導課ホームページ」で確認できます。 問合せ先【市】建築指導課（電話：0277-48-9034）
旧宅地造成工事規制区域（R7.5.26 告示）	
リトリート推進重点エリア（水沼駅周辺）（R7.10.10 告示）	

3 許可申請手数料

特別保全地区内での再生可能エネルギー発電設備設置について許可申請を行う際は、以下の手数料がかかります。

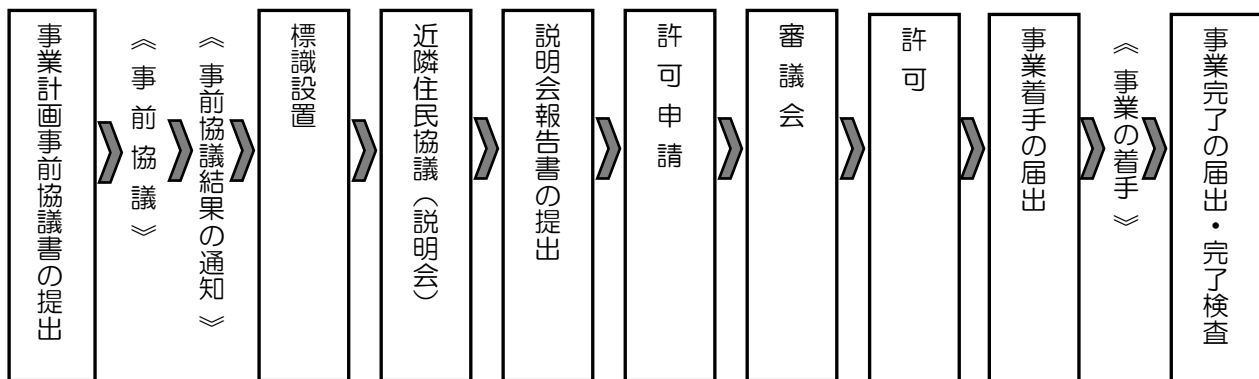
・新規申請 30,000円/件 ・変更申請 20,000円/件

4 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続き

特別保全地区内において、設置許可に係る申請をしようとする設置事業者は、事業区域ごとに設置事業に関する計画（事業計画）を定め、市長と事前に協議しなければなりません。

また、市長との事前協議終了後、事業計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置するとともに、近隣住民及び該当自治会に対して協議（説明会開催等）をしなければなりません。

＜事業完了までの標準的なフロー＞



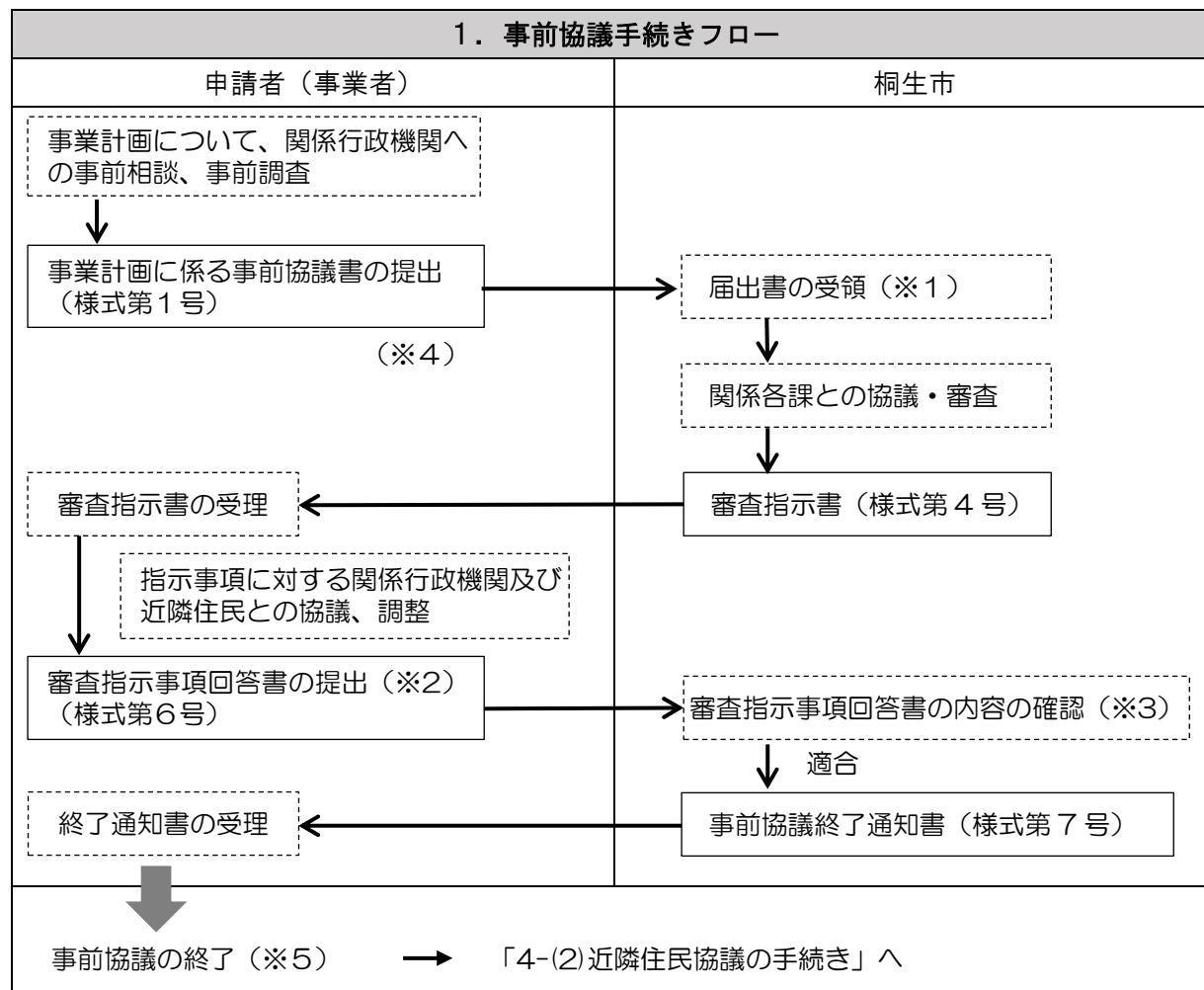
※詳細な手続きフローについては、4～8ページを参照してください。

※許可の基準については、9～11ページを参照してください。

4－（１）再生可能エネルギー発電設備の設置事業にかかる事前協議の手続き

事業者から市へ事業計画に係る事前協議書（様式第１号）に必要図書一式（７ページ参照）を添付して提出してください。

※正本１部、副本１部、協議先関係各課用３部（合計５部：※正本以外は写し可）



※１ 現地調査を実施する場合は、事業者の立会いが必要になります。

※２ （１）関係行政機関、地域住民との調整の結果、審査指示事項の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」（様式第５号）を市に提出してください。

（２）「審査指示事項回答書」（様式第６号）には、市からの審査指示事項に適合していることが確認できる書類を添付してください。

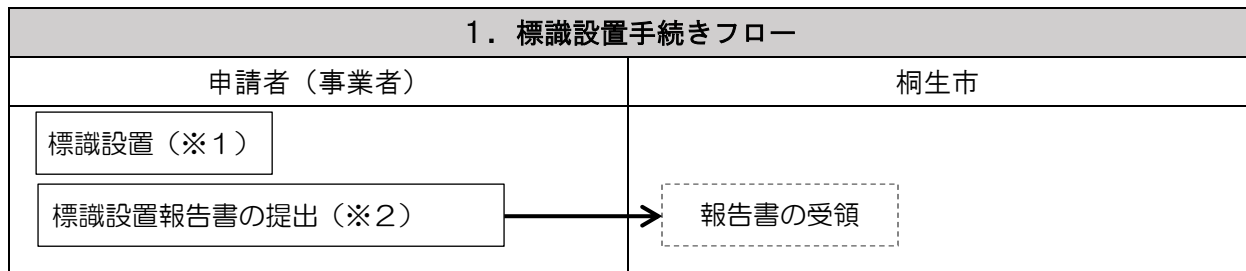
※３ 回答内容が不十分な場合には、再度の指示または協議取下げを指示することがあります。

※４ 提出した事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「事前協議変更届」（様式第８号）に変更内容が確認できる書類を添付し、市へ提出してください。

※５ 事前協議が終了後、条例で規定する近隣住民等説明会及び近隣住民協議を行った後、許可申請により許可を受けなければ事業に着手することはできません。

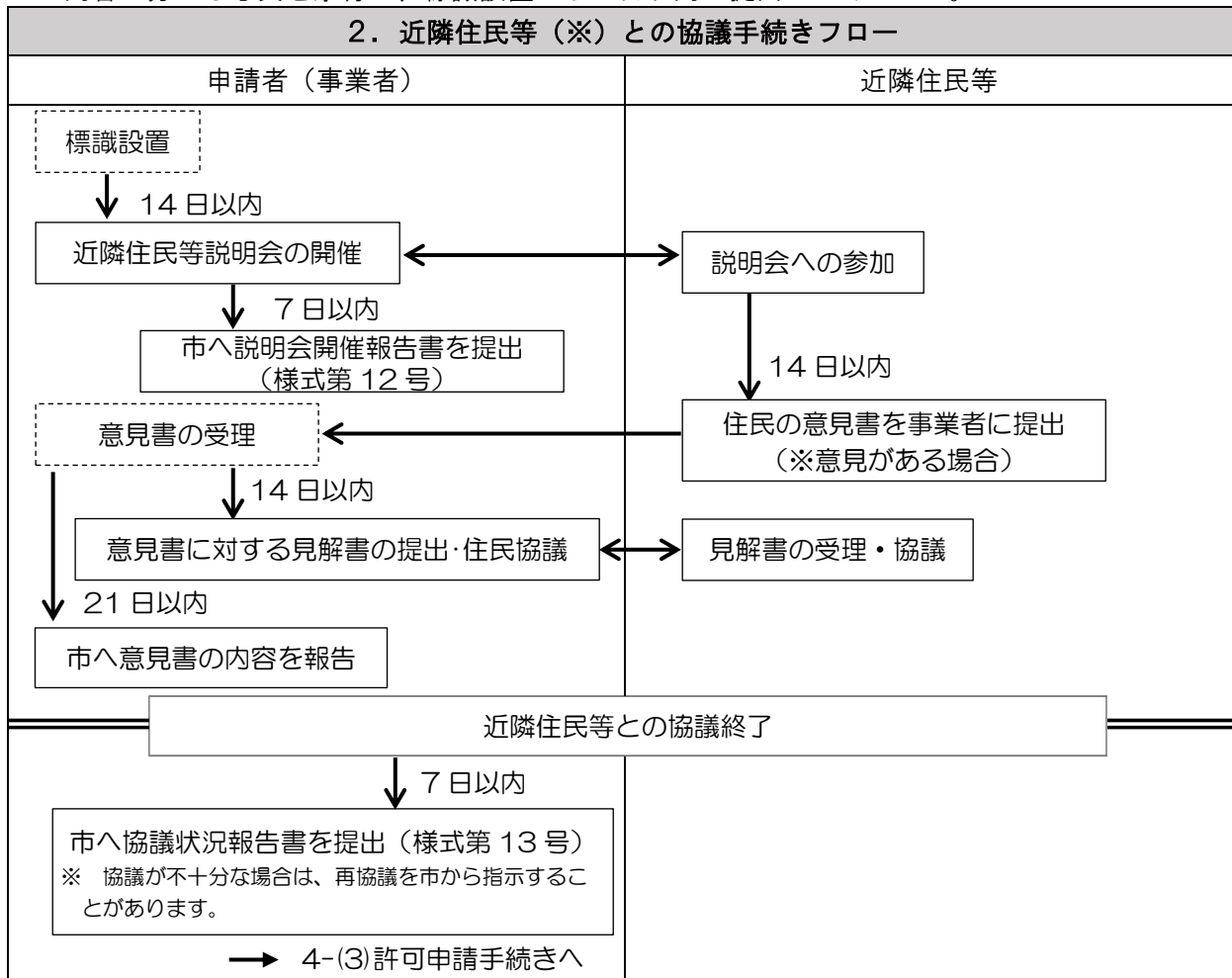
＜事前協議に伴い市へ提出する届出書等の添付書類＞		
届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画に係る事前協議書 （様式第１号）	７ページ掲載の書類	提出部数 ５部 電子データ 一式
審査指示事項回答書 （様式第６号）	審査指示事項に適合していることが確認できる書類	提出部数 ５部

4－（２）再生可能エネルギー発電設備の設置事業にかかる近隣住民協議の手続き



※１ 「再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ」（様式第９号）を、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。

※２ 「標識設置報告書」（様式第１０号）は、標識設置場所が明示された図面及び設置状況と記載内容が分かる写真を添付し、標識設置から３日以内に提出してください。



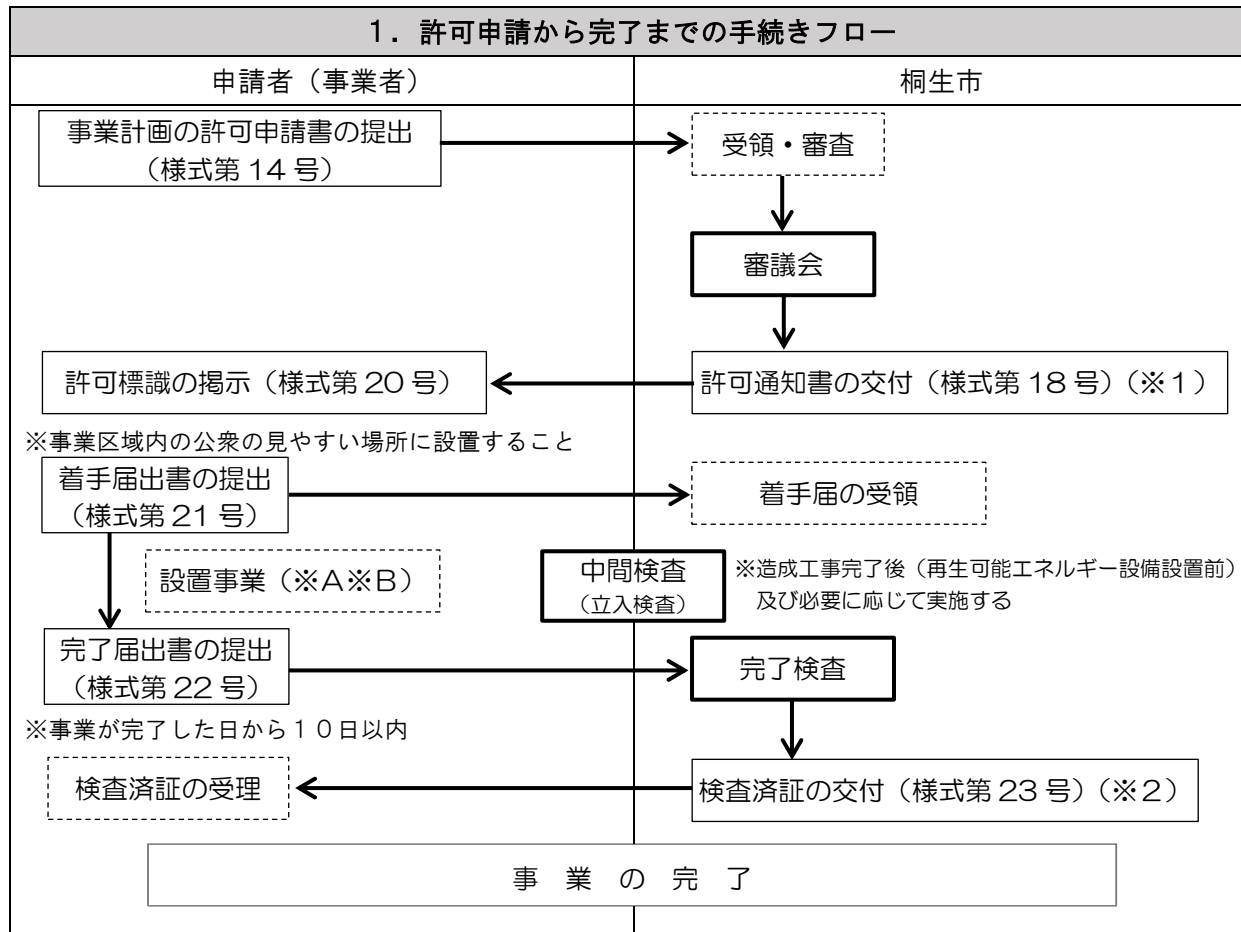
※ 近隣住民等＝2 ページ＜用語の説明＞参照

＜近隣住民との協議に伴い市へ提出する報告書等の添付書類＞		
報告書等の種類	添付書類	備考
説明会開催報告書 （様式第12号）	① 説明会で配布した資料及び案内通知 ② 近隣住民の範囲を示す図面 ③ 説明会出席者名簿 ④ 説明会の住民との質疑応答の状況がわかるもの	提出部数 2部 （正・副）
意見書の報告	意見の概要を記載した書面及び意見書の写し	提出部数 1部
協議状況報告書 （様式第13号）	① 意見の概要を記載した書面及び意見書の写し ② 見解書の写し	提出部数 2部 （正・副）

4－（３）再生可能エネルギー発電設備の設置事業にかかる許可申請手続き

市へ事業計画の許可申請書（様式第 14 号）に必要な図書一式（7 ページ参照）及び事前協議終了通知書の写しを添付して提出してください。

※正本 1 部、副本 1 部、協議先関係各課用 13 部（合計 15 部：※正本以外は写し可）



※ 1 不許可の場合は、許可しない旨の通知書（様式第 19 号）を交付します。

※ 2 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、検査済証を交付できない旨の通知書（様式第 24 号）を交付します。

※ A 事業者は、許可を受けた発電設備の設置を行っている期間中、あらかじめ閲覧場所及び時間を定め、市長に提出した書類の写しを近隣住民、利害関係者等に閲覧させること。

※ B 事業者は、許可を受けた区域内に再生可能エネルギー発電設備を搬入するときは、搬入を行う車両に許可を受けた事業の搬入車両である旨を表示すること。

＜許可申請等に伴い市へ提出する届出書等の添付書類＞		
届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画の許可申請書 （様式第 14 号）	① 7 ページ掲載の書類 ② 事前協議終了通知書の写し	手数料 3 万円 提出部数 15 部 電子データ一式
着手届出書 （様式第 21 号）	① 許可通知書の写し ② 標識を設置した場所が明示された図面 ③ 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	提出部数 2 部 （正・副）
完了(廃止)届出書 （様式第 22 号）	① 工事写真（各工程） ② 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 ③ 事業区域の位置を示す図面 ④ 土地利用計画平面図	提出部数 2 部 （正・副）

＜事業計画に係る事前協議書（様式第 1 号）／許可申請書（様式第 14 号）に添付する書類＞										
① 委任状（様式なし）	申請手続きを第三者に委任する場合に添付してください。									
② 事業計画書（様式なし）	条例第 13 条第 2 項各号に掲げる事項について記載され、まとめられているものとしてください。									
③ 維持管理に係る計画書（様式第 2 号）	再生可能エネルギー発電設備（変電設備等の付属施設を含む）の点検計画（点検業者、点検頻度、点検内容等）及び事業区域の管理等（管理者、管理内容等）について記載してください。									
④ 立地環境に関する概要書（様式第 3 号）	事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況について、記入してください。									
⑤ 事業区域の位置を示す図面										
⑥ 事業区域の敷地及び周辺状況の分かる現況写真（4 方向以上とし、撮影方向を土地利用計画平面図に明記すること）										
⑦ 事業区域の登記事項証明書及び公図（いずれも発行後 3 か月以内のもの）	事業区域の土地に関する登記事項証明書及び公図（方位、縮尺、転写場所、転写日、事業区域の地番、地目、地積、所有者を記入し事業区域を朱枠で囲うこと）									
⑧ 現況図										
⑨ 土地利用計画平面図										
⑩ 造成計画平面図、断面図、求積図 及び 土量計算書										
⑪ がけの断面図										
⑫ 擁壁の展開図、断面図 及び 安定計算書										
⑬ 排水計画平面図、断面図 及び 流量計算書										
⑭ 防災計画図										
⑮ 再生可能エネルギー発電設備の構造図 及び 着色した透視図										
⑯ 事業者及び工事施行者の住民票の写し 又は 法人の登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）	事業者が個人の場合、その住民票の写し、法人の場合、その法人の登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）を添付してください。									
⑰ 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力 及び 信用があることを証明する書面（※以下のもの）	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">＜事業者＞</td><td>・ 設置工事に係る資金計画書</td></tr> <tr> <td>・ 融資証明書または残高証明書</td></tr> <tr> <td>・ 納税証明書（法人税、所得税）</td></tr> <tr> <td>・ 事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書</td></tr> <tr> <td rowspan="3">＜工事施行者＞</td><td>・ 建設業の許可証の写し</td></tr> <tr> <td>・ 再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する実施経歴書</td></tr> <tr> <td>・ 納税証明書（法人税、所得税）</td></tr> </table>	＜事業者＞	・ 設置工事に係る資金計画書	・ 融資証明書または残高証明書	・ 納税証明書（法人税、所得税）	・ 事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書	＜工事施行者＞	・ 建設業の許可証の写し	・ 再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する実施経歴書	・ 納税証明書（法人税、所得税）
＜事業者＞	・ 設置工事に係る資金計画書									
	・ 融資証明書または残高証明書									
	・ 納税証明書（法人税、所得税）									
	・ 事業者と工事施工者の契約書の写し又は見積書									
＜工事施行者＞	・ 建設業の許可証の写し									
	・ 再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する実施経歴書									
	・ 納税証明書（法人税、所得税）									
⑱ 事業者及び工事施行者が条例第 14 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に該当しない者である事を誓約する書類 （条例第 14 条第 2 項）	・ 桐生市暴力団排除条例第 2 条に定義する暴力団員等がその事業活動を支配する場合（第 2 号） ・ 条例第 27 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない場合（第 3 号）									
⑲ その他市長が必要と認める書類	・ 事業の施工に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況（認定通知書及び許可等の写し） ・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況（電力受給契約の写し） ・ 土地使用承諾書及び印鑑証明書（事業者以外のものが土地の権利を有する場合） ・ 資格証明書（事業区域の面積が 1ha 以上の場合、5 メートルを超える擁壁を設置する場合及び切盛面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設設置の場合の設計者の資格証明書又は免許証の写等） ・ 工事管理者及び主任技術者届（工事管理者及び主任技術者の住所、氏名、生年月日、資格等を記載した書類） ・ 景観計画適合審査表									

※ 事前協議及び許可申請に係る提出書類は、上記の順番で必要書類を添付すること。

添付する図面等に明示すべき事項				
番号	図面等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
⑤	事業区域の位置を示す図面	・ 方位、事業区域（朱書き） ・ 道路や目標となる土地及び施設（公共施設、河川等）	1/10,000 程度	都市計画図の白図など
⑧	現況図	・ 方位、申請区域の境界、地形（等高線は2メートルの標高差）	1/2,500 程度	
⑨	土地利用計画平面図	・ 方位、土地の地番及び形状 ・ 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 ・ 再生可能エネルギー発電設備、変電設備、緩衝帯及びフェンス等の位置、形状及び寸法 ・ 植栽または目隠しフェンスの種類、位置、形状、寸法、延長（道路、公共空地に対する景観配慮に関する事項） ・ 擁壁、排水施設等及び送電に係る電柱の位置 ・ 現況及び計画の高さ ・ 事業区域に接する道路の幅員及び形状（2項道路の場合は後退線の位置） ・ その他災害を防止するための施設の位置	1/500 以上	
⑩	造成計画平面図	・ 方位、事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・ 切土、盛土の位置、形状及び勾配等を示す丁張りの位置 ・ 現況及び計画の高さ ・ 擁壁の位置及び種類 ・ 排水施設の位置及び流下方向 ・ その他災害を防止するための施設の位置	平面図 1/500 以上 縦断面図 1/200 以上	断面図と照合できるように記号等を付すること。 切土=黄色、盛土=赤で着色すること。
	造成計画断面図（縦横断面図）	・ 現況、計画の地盤面及び事業区域の境界線 ・ 切土、盛土の位置、現況及び計画の高さ、勾配及び土質 ・ 小段の位置及び幅 ・ 擁壁、排水施設の位置、種類及び高さ ・ 再生可能エネルギー発電設備、変電設備、植栽又はフェンス等の位置、形状、及び高さ ・ その他災害を防止するための施設の位置	横断面図 1/500 以上	
	求積図	・ 事業区域及び切盛土がある場合はその部分の面積	求積図 1/500 以上	
	土量計算書	・ 計算方法（立方メートル単位で小数点以下切り上げ）		
⑪	がけの断面図	・ がけの高さ、勾配及び土質、がけ面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われないもの
⑫	擁壁の展開図	・ 擁壁（裏込め含む）の構造、高さ、寸法、勾配、種類及び鉄筋位置並びに間隔 ・ 水抜穴の位置、材料及び内径	1/50 以上	2次製品を使用する場合はカタログ等を添付すること。
	擁壁の断面図	・ 透水層の位置及び寸法 ・ 伸縮目地の位置 ・ 現況及び計画の地盤面		
	安定計算書	・ 標準断面または宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条に基づく大臣認定擁壁以外の場合		
⑬	排水計画平面図	・ 方位、事業区域の境界線及び地表水の流水方向（敷地勾配） ・ 施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配及び流下方向 ・ 吐口の位置、放流先の位置及び名称	1/500 以上	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置及び内容等を明示すること。
	排水計画断面図	・ 施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配 ・ 排水の流下方向	1/50 以上	
	流量計算書	・ 集水区域、計算方法		
⑭	防災計画図	・ 工事施工中の防災措置（仮排水路、仮の防災調整池等）	1/500 以上	
⑮	再生可能エネルギー発電設備の構造図	・ 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料及び勾配、 ・ 変電設備の形状、高さ及び寸法 ・ 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の色彩（マンセル値） ・ 事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩（マンセル値）	1/50 以上	発電設備、架台及び変電設備等のカタログ等を添付すること。
	透視図（着色したもの）		1/300 以上	

※ 上記図面すべてにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記すること。また、記号を用いる場合は、凡例を付すこと。

5 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準

1) 事業区域の周辺地域（以下この条において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）第 28 条第 1 項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。
- (2) 事業区域に鳥獣保護法第 29 条第 1 項の特別保護区を含まないこと。
- (3) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。
- ※鳥獣保護区の間合せ先：群馬県森林環境部桐生森林事務所（電話：0277-52-7373）

2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
- (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表（※）で定める緩衝帯が設けられていること。

＜※別表＞

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.3ha未満	1.0m
0.3ha以上 0.5ha未満	2.0m
0.5ha以上 1.0ha未満	3.0m
1.0ha以上 1.5ha未満	4.0m
1.5ha以上 5.0ha未満	5.0m
5.0ha以上 15.0ha未満	10.0m
15.0ha以上 25.0ha未満	15.0m
25.0ha以上	20.0m

- (3) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路または公共空地から見えないよう低木、目隠しフェンス等の設置による配慮がされていること。

3) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること

- (1) 事業区域に砂防法第 2 条の規定により指定された砂防指定地（※1）を含まないこと。
- (2) 事業区域に水防法第 14 条第 1 項の洪水浸水想定区域（※2）を含まないこと。
- (3) 事業区域に地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域（※3）を含まないこと。
- (4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域（※4）を含まないこと。
- (5) 事業区域に森林法第 25 条第 1 項の保安林の存する土地（※5）を含まないこと。
- (6) 事業区域に河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域（※6）を含まないこと。

※ 1, 3, 4 の区域の間合せ先：【県】桐生土木事務所（電話：0277-53-0121）

※ 5 の区域の間合せ先：【市】産業経済部農林振興課（電話：0277-32-4137）

※ 2, 6 の区域の間合せ先

◇渡良瀬川、桐生川の一部：【国】渡良瀬川河川事務所桐生出張所（電話：0277-44-3724）

◇桐生川の一部：【県】桐生土木事務所（電話：0277-53-0121）

4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合したものであること

- (1) 事業区域内における法面の勾配が 30 度を超える場合は、次項第 3 号に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。
- (2) (1) に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル（平成 19 年 3 月 28 日国都開第 27 号）の基準に適合したものであること。

5) 排水施設、擁壁その他の施設が、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合したものであること

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号(※1)までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項(※2)に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。

※1<下水道法施行令第8条>

- 第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 第3号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
- 第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、枡又はマンホールを設けること。
- イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
- ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
- ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 第9号 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた)を設けること。
- 第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15cm以上の泥溜を、その他の枡にあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

※2<宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条>

法第13条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは次のとおりとする。

- 第1号 盛土又は切土(第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
- (1) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの
- (2) その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの
(その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。)
- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- 第2号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす

※<別表第1(第8条関係)>

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置が、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合したものであること (1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下または事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置き換え、水抜きその他の措置が講じられていること。 (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。 (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他必要な措置が講じられていること。 (4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。
7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合したものであること (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両（以下「搬入車両」という。）の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。 (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。
8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害防止など近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合したものであること (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光パネル（モジュール）による反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、太陽光パネル（モジュール）の反射を軽減する措置が講じられていること。 (2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（※1）に適合していること。 (3) 事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。 (4) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。 ※1 変電設備に設置されている送風機の定格出力が7.5kW 以上の場合は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当します。
9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合したものであること (1) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況
10) 市の総合計画、環境計画、景観計画、都市計画その他の将来計画に適合したものであること

6 事業計画の変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要になる場合がありますので、建築指導課にご相談ください。

(1) 事前協議における変更手続き

届出書等の種類	添付書類	備考
事前協議変更届 (様式第8号)	① 変更内容が確認できる図書等	提出部数 5部 電子データ 一式
標識設置変更報告書 (様式第11号)	① 標識を設置した場所が明示された図面 ② 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	標識設置日から 3日以内 提出部数 2部
事前協議取下書(様式第5号)	① 取下げ理由書	提出部数 2部

(2) 許可申請における変更手続き

許可を受けた事業計画に変更(事業主体の変更、発電設備、土地利用計画、造成・排水計画などの変更)がある場合は、変更許可申請が必要です。また、変更許可に伴う事前協議も併せて必要となります。

変更許可書等の種類	添付書類	備考
事業計画の変更許可申請書 (様式第17号)	① 変更内容が確認できる図書等	提出部数 15部 電子データ 一式 手数料 2万円

7 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により許可または変更許可を取得したとき。
- (2) 許可または変更許可の取得後、1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可または変更許可を受けた事業に着手後、1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。
- (4) 許可または変更許可の要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 許可または変更許可を受けた条件に違反したとき
- (6) 許可を受けた事業の内容に変更が生じた場合に、変更の許可を受けなかったとき。
- (7) 市からの是正措置命令に違反したとき。

8 是正・措置命令等

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、市からは正・措置命令等を行うことがあります。

- (1) 検査の結果、許可または変更許可の内容に適合していない箇所が認められるとき。
- (2) 許可または変更許可の事業計画通りに事業を行っていないとき。
- (3) 許可または変更許可の規定に違反したとき。

下記の①～③事項に該当する場合は、事業者名及びその違反事実を公表します。

- ① 上記(1)から(3)の措置命令に従わないとき。
- ② この条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。
- ③ この条例に基づく許可を取り消されたとき。

9 その他

「桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 桐生市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池(電力系統に直接接続する蓄電池をいう。)をいう。ただし、送電に係る電柱等を除く。
- (2) 事業者 電気事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備を設置する事業(木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。)を計画し、これを実施する者をいう。
- (3) 事業区域 事業を行う土地(再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。)であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 工事施行者 事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (6) 近隣住民 事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者をいう。
- (7) 該当自治会 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む自治会をいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、並びに近隣住民及び該当自治会との良好な関係を保たなければならない。

第2章 特別保全地区

(特別保全地区)

第8条 市長は、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定するものとする。

(特別保全地区の指定)

第9条 前条に規定する特別保全地区は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項の規定により定めた市街化調整区域及び第8条第1項の規定により定めた同項第7号の風致地区
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (3) 「山地災害危険地区調査について」(昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達)による山地災害危険地区調査の結果に基づく山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区並びに営林(支)局又は都道府県が山地災害危険地区調査以降の調査によって山地災害危険地と判定した山地災害危険地区
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する地区
 - ア 河川、森林、湖沼等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区
 - イ 郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、その地区の周辺の生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区
 - ウ 地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち、その景観を保全することが特に必要と認められる地区
 - エ 土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる地区
 - オ 住居の環境を保護すべき地区のうち、住宅密集地等静穏を保持することが特に必要と認められる地区

2 市長は、前項第4号に規定する地区の指定を行う場合においては、第21条に規定する桐生市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 市長は、第1項第4号に規定する地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

(特別保全地区の変更及び解除)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、速やかに、特別保全地区の指定を変更し、又は解除するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第3章 特別保全地区内の事業の許可

(届出)

第11条 事業者は、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可を申請しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について、市長に届け出なければならない。

(事前協議等)

第12条 事業者は、前条の規定により届け出た事業計画について、市長と協議しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による市長との協議が終了した後、近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者(以下「近隣住民等」という。)に対し事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事業計画に係る土地に標識を設置するとともに、当該標識を設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対して当該事業計画についての説明会を開催しなければならない。

- 3 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

- 4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

- 5 事業者は、第2項の規定により標識を設置し、又は近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき、及び前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(事業計画の許可)

第13条 事業者は、特別保全地区内において事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する事業については、この限りでない。

- 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)

(2) 事業区域の所在及び面積

(3) 工事施行者の氏名及び住所

(4) 事業の完了時における土地の形状

(5) 再生可能エネルギー発電設備を設置する位置

(6) 設置する再生可能エネルギー発電設備の構造

(7) 事業の期間及び工程

(8) 設置する再生可能エネルギー発電設備の最大出力

(9) 自然環境の保全のための方策

(10) 景観の保全のための方策

(11) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画

(12) 太陽光の反射等による生活環境に対する被害を防止するための措置

(13) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生の防止のためにとる措置

(14) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画

(15) 事業の完了後における再生可能エネルギー発電設備の維持管理の計画

(16) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る事業区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の周辺地域(以下この項において「周辺地域」という。)における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (3) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び規則で定める基準に適合していること。

- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

- (9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法(昭和39年法律第170号)、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
- (10) 市の総合計画、環境計画、景観計画、都市計画その他の将来計画に適合したものであること。
- 2 市長は、前条第1項の規定による許可の申請をした者又は当該許可の申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。
- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 第27条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないとき。
- (3) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条に定義する暴力団員等がその事業活動を支配するとき。
- 3 市長は、前条第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ前2項に掲げる事項について、第21条に規定する桐生市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の議を経なければならない。
- 4 市長は、前条第1項の規定による許可において、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付することができる。
- (変更の許可)
- 第15条 第13条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る同条第2項に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- (標識の掲示)
- 第16条 許可事業者は、当該許可に係る事業を行っている間、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。
- (再生可能エネルギー発電設備の搬入車両への表示)
- 第17条 許可事業者は、当該許可を受けた事業区域に再生可能エネルギー発電設備を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示するよう努めなければならない。
- 2 許可事業者は、事業を他の者に請け負わせて当該許可を受けた土地に再生可能エネルギー発電設備を搬入しようとする場合は、当該再生可能エネルギー発電設備の搬入を請け負わせる者に対し、搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示させるよう努めなければならない。
- (着手の届出)
- 第18条 許可事業者は、当該許可に係る事業に着手するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- (完了の届出等)
- 第19条 許可事業者は、当該許可に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該事業を廃止した場合も、同様とする。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容(次項において「許可内容」という。)に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の検査の結果、許可内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を命じることができる。
- (関係書類の閲覧)
- 第20条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業を行っている間、この章の規定により市長に提出した書類の写しを、近隣住民その他事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第4章 (略)

第5章 雑則

(許可の取消し)

- 第27条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- (1) 不正な手段により、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (2) 第13条第1項の規定による許可を受けた日(第15条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を受けた日)から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。
- (3) 第13条第1項の規定による許可(第15条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可)を受け、事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。
- (4) 第14条第1項に規定する要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 第14条第4項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。
- (6) 第15条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに事業を行ったとき。
- (7) 次条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (措置命令)
- 第28条 市長は、許可事業者が当該許可(第15条第1項の変更の許可を受けた者にあっては、その許可)を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。
- 2 市長は、第13条第1項又は第15条第1項の規定に違反した事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。
- (土地所有者等に対する措置)

- 第 29 条 市長は、特別保全地区内の事業(この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。以下同じ。)が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生じるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生じるおそれがあると認められるときは、当該者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。
(違反事実の公表)
- 第 30 条 市長は、第 19 条第 3 項若しくは第 28 条の規定により命令したとき、又は第 27 条の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所
- (2) 当該命令又は許可の取消しの内容
- 2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 当該事業者の氏名及び住所
- (2) 当該事業者が行った不正行為の内容
(報告の徴収)
- 第 31 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特別保全地区内の事業に係る事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
(立入検査等)
- 第 32 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特別保全地区内の事業に係る事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(手数料)
- 第 33 条 第 13 条第 1 項の許可又は第 15 条第 1 項の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
- (1) 第 13 条第 1 項の許可の申請 1 件につき 30,000 円
- (2) 第 15 条第 1 項の変更の許可の申請 1 件につき 20,000 円
- 2 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(手数料の減免)
- 第 34 条 市長は、国又は地方公共団体が実施する事業については、手数料を減額し、又は免除することができる。
(委任)
- 第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

＜参考＞事業計画内容確認チェック表（概要版）

チェック欄	確 認 項 目（許可基準）
☐	・事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）第 28 条第 1 項の鳥獣保護区を含んでいる場合は、鳥獣を保護すべき措置が十分に取られている。
☐	・事業区域に鳥獣保護法第 29 条第 1 項の特別保護地区を含まない。
☐	・事業区域に生息する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採である。
☐	・再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものである。
☐	・事業区域と隣接する土地の間に、施行規則別表で定める幅の緩衝帯が設けられている。
☐	・再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路又は公共空地から見えないよう、低木、目隠しフェンス等の設置による配慮がされている。
☐	・事業区域に砂防法第 2 条の規定により指定された砂防指定地区を含まない。
☐	・事業区域に水防法第 14 条第 1 項の洪水浸水想定区域を含まない。
☐	・事業区域に地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域を含まない。
☐	・事業区域に急傾斜地の崩壊等による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域を含まない。
☐	・事業区域に森林法第 25 条第 1 項の保安林の存する土地を含まない。
☐	・事業区域に河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域を含まない。
☐	・事業区域内の法面の勾配が 30 度を超える場合、擁壁が設置されている。
☐	・造成計画が、宅地防災マニュアルの基準に適合している。
☐	・事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されている。
☐	・排水施設の構造が下水道法施行令第 8 条第 2 号、第 3 号及び第 8 号から第 10 号までに掲げる基準を満たすものである。（下水道に接続する場合）
☐	・擁壁の設置方法について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 6 条第 1 項に掲げる基準を満たしている。（擁壁を設置する場合）
☐	・下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、必要に応じ、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されている。
☐	・軟弱地盤の場合、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起防止のため、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられている。
☐	・地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられている。（盛土がある場合）
☐	・盛土部分の土砂が崩壊ないように締固めその他の措置が講じられている。（盛土がある場合）
☐	・事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されている。
☐	・事業区域に接する道路の幅員が 4 メートル未満の場合は、事業区域を後退させ 4 メートル以上にするなど、搬入車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられている。
☐	・大型車両の通行等による既存道水路等の破損を防止する措置が講じられている。
☐	・太陽光発電パネル設置について事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射を軽減する措置が講じられている。
☐	・再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が、事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合している。
☐	・事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う態勢が整えられている。
☐	・設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民の生活環境への影響を最小限とするように配慮されている。
☐	・事業区域に隣接又は含まれる道路等公共用地に既設水道管等が布設されているか否かの確認を行っている。
☐	・市の総合計画、環境計画、景観計画、都市計画等に適合している。
☐	・設置する再生可能エネルギー発電設備及び系統用蓄電池が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の基準に適合している。
☐	・事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められる。
☐	・桐生市暴力団排除条例第 2 条に定義する暴力団員等がその事業活動を支配していない。
☐	・関係する他法令の許認可及び届出等について、十分に調査・確認を行なっている。

《事前協議及び許可申請の手引き》

- ・ 令和元年 12 月作成
- ・ 令和 2 年 3 月一部改訂
- ・ 令和 3 年 1 月一部改訂
- ・ 令和 4 年 8 月一部改訂
- ・ 令和 7 年 5 月一部改訂
- ・ 令和 7 年 10 月一部改訂

【問合せ先】

桐生市 都市整備部 建築指導課 開発指導係
TEL : (直通) 0277-48-9034 (代表) 0277-46-1111 (内線 1751・1752) FAX : 0277-46-2307